

【事案Ⅱ－４】後遺障害共済金請求

・ 平成 24 年 5 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人が駅構内エスカレーターで転倒し右手・腕を負傷し、交通災害通院共済金を受け取ったが、負傷した右腕の痛みが取れず災害障害共済金を請求したところ、被申立人が事故を直接の原因とした後遺障害と認定できないとの理由により支払いを認めなかったことを不服とした申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、申立人が転倒事故により「右肩関節拘縮」の障害に該当するため、所定の災害障害共済金を支払え、との判断を求める。

平成 22 年 1 月に申立人がエスカレーターから転倒し、右手と腕を負傷した。被申立人に対して平成 22 年 7 月に通院共済金を請求し、24 日分の共済金が振り込まれた。負傷した箇所の痛みがとれず、自費で通院をした。医師からこれ以上の回復は難しいと言われ、症状固定として平成 22 年 12 月に災害障害共済金の請求をした。被申立人より、「右肩関節拘縮」は加齢が原因で平成 22 年 1 月の事故を直接の原因とした後遺障害とは認定できないとの決定通知が来た。その決定に対して平成 23 年 5 月に異議申立をしたが、後に決定に変更がないとの通知が来た。

事故以前は痛みもなく一度も通院したことがない。医師からは事故が原因である可能性が高いが事故が原因であるとの医学的証明はできないと言われた。しかし、他の保険会社は後遺障害を認定してくれた。事故前後の背景を鑑みず加齢を理由に判断している事は納得できない。

<共済団体の主張>

本件申し立てを棄却する、との判断を求める。

- (1) 申立人は、事故日から 2 ヶ月後の平成 22 年 3 月に Y 接骨院に初診し、その後通院していた。平成 22 年 6 月に S 病院で「右肩挫傷」の診断を受け、平成 22 年 9 月に K 病院に受診し、右肩関節回旋腱板損傷による「右肩関節拘縮」により平成 22 年 11 月に症状固定したとして災害障害共済金の請求があったが、被申立人が調査をしたところ、検査所見として外傷・損傷等が認められなかった。
- (2) 事業規約で災害障害共済金は、「不慮の事故等を直接の原因として身体障害の状態になった場合に支払う」と規定し、身体障害とは「病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将

来において回復が困難と見込まれる精神的または身体的き損状態」と規定している。

(3) 右肩関節回旋腱板損傷は確定診断でないこと、生物学的器質的变化(レントゲンなど医学的検査で判明する損傷)が認められないことから障害認定はできない。また右肩関節周囲炎は加齢変性が原因で一般的に五十肩による拘縮との医学的所見に基づく調査結果であり、必要な調査をして判断したものであり、単に加齢を理由に判断したものではない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議し、次の理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

本件の争点は、①申立人の障害の有無②その障害と本件事故の因果関係の有無である。

申立人は事故後に Y 接骨院・N 病院・K 病院に通院した。そのうち N 病院・K 病院の診断書及び医療照会回答書を検討すると、医療機関の診断において、少なくとも右肩関節周囲炎の障害が存在することが認められるが、その原因については、加齢変性による五十肩症状もしくは不詳であるとされている。

そして、申立人の通院記録をみると Y 接骨院には、事故後約 2 箇月経過した後に通院を始め、同月に 4 回通院し、その後 3 箇月以上通院していない。後遺障害の診断を求めた K 病院の初診は事故後 8 箇月半後であった。

医療関係の証拠及び申立人の通院状況その他の全証拠から総合的に判断すると、申立人の右肩に障害が存し、それまで申立人が右肩や腕に関して治療歴・痛みがなかったこと、日常生活に支障がなかったこと、更に接骨院に通院せず 2 箇月間以上安静にしていたとの事情などを考慮しても、その障害が直接本件事故に起因するという因果関係を認めることは困難である。

従って、申立人の障害は、災害障害共済金の支払要件を充たさないものというべきであるから、もう 1 つの争点である身体障害の有無程度の判断をするまでもなく、申立人の本請求は認めることができない。